# 議会改革検討特別委員会 最終報告書

平成 30 年 11 月定例会 焼津市議会 議会改革検討特別委員会

## 目 次

1	はじ	めに	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	~-	ージ	
2	特別	委員会	会の材	既要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	~-	ージ	
3	(1) (2)	委員会 特別多 中間幸 先進足	委員会 報告	会開 • •	催	日•			•	•	•	•	•									•	2	~- ~-	ージ ージ ージ ージ	
4	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	結議政委委一焼タ予常果会務員員般津ブ算任	報舌会会質指 / 央告動の (学会) 間、	くり 費 徳 義 と 会 ト 審・の 規 録 議 議 の 査	程の案員導特	·公質政入別	・開疑治・委	の 倫:	· 一 理	<ul><li>本条。</li></ul>	化 例 •	・ ・ の	· · · ·	· 正		•						•	6 6 6 7 7 7 8	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	ージ ージ ージ ージ ージ ージ ージ ージ	
5	おわ	りに	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	~°-	ージ	
資料	斗 焼	津市詞	義会氢	委員	会	傍!	聴	規	程	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	~°·	ージ	>

#### 1 はじめに

焼津市議会は、地方自治の一翼を担う存在として、市長と対等な関係を維持しつつ、互いに抑制と均衡を保ち、市民福祉の向上と市政の発展に努めてきました。地方分権により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大している今日、市議会が市民の代表機関として、果たすべき役割はますます増大しています。

市議会は、自治体の政策の立案や決定、事業の評価など、議論を尽くして決定する場でありますが、政策が決定されるまでの論点、争点の過程を公開することは、討論の場である議会の責務であります。

公平公正で開かれた議会づくりを推進するため、議会改革や議会活性化に関する調査研究 を行うため、平成27年2月25日に議会改革検討特別委員会を設置し、31回にわたり検討 を行なってきましたので、その結果について報告します。

## 2 特別委員会の概要

- ① 名 称 議会改革検討特別委員会
- ② 定 数 6名
- ③ 付議事項 議会改革や議会活性化に関する調査

#### ④ 委 員

委員長	鈴木 浩己	副委員長	石田 善秋
委 員	深田 百合子	委員	杉﨑 辰行
委員	渋谷 英彦	委 員	松島 和久
委員	松本 修藏 (委員長 H27. 2. 25~ H30. 2. 21)	委 員	齋藤 寛之 (H27. 2. 25~H29. 2. 20)
委員	池谷 和正 (H27. 2. 25~H29. 2. 20)	委 員	小野田 吉晃 (H29. 2. 20~H29. 7. 27)

## 3 特別委員会等開催日程

特別委員会設置後31回にわたり検討を行いました。検討に際しては、全国で議会改革に先進的な取り組みを行っている自治体を調査し参考としました。

また、全員協議会において8回の中間報告を行いました。

## (1)特別委員会開催日

	日程	検討議題				
第1回	平成 27 年 2 月 25 日 (水)	・正副委員長の互選				
第2回	平成 27 年 4 月 21 日 (火)	・特別委員会調査事項について ・行政視察について				
第3回	平成 27 年 5 月 21 日 (木)	・特別委員会調査事項について				
第4回	平成 27 年 8 月 25 日 (火)	・議会報告会について				
第5回	平成 27 年 10 月 21 日(水)	・議会報告会について				
第6回	平成 27 年 11 月 4 日 (水)	・議会報告会について				
第7回	平成 28 年 5 月 27 日 (金)	<ul><li>・議員の一般質問について</li><li>・議会におけるタブレットPCの利活用について</li><li>・常任委員会における政策提言のスケジュールについて</li><li>・議会報告会について</li><li>・行政視察について</li></ul>				
第8回	平成 28 年 8 月 29 日 (月)	<ul><li>・議会におけるタブレットPCの利活用について</li><li>・予算決算委員会について</li><li>・議会報告会について</li></ul>				
第9回	平成 28 年 10 月 5 日 (水)	<ul><li>・議会におけるタブレットPCの利活用について</li><li>・予算決算委員会について</li><li>・議会報告会について</li><li>・政務活動費の情報公開について</li></ul>				
第 10 回	平成28年11月4日(金)	・予算決算委員会について				
第11回	平成 28 年 12 月 8 日 (木)	・予算決算委員会について				
第 12 回	平成 29 年 4 月 14 日 (金)	<ul><li>・タブレットPCについて</li><li>・委員会傍聴規則について</li><li>・議長立候補所信表明について</li><li>・予算決算委員会について</li><li>・行政視察について</li></ul>				

	日程	検討議題			
第13回	平成 29 年 5 月 26 日 (金)	<ul><li>・予算決算委員会について</li><li>・委員会傍聴規則について</li><li>・会議録の公開について</li><li>・行政視察について</li></ul>			
第 14 回	平成 29 年 6 月 16 日 (金)	<ul><li>・予算決算委員会について</li><li>・委員会傍聴規程について</li><li>・会議録の公開について</li><li>・行政視察について</li></ul>			
第 15 回	平成29年8月28日(月)	・議員活動のあり方について			
第16回	平成29年9月6日(月)	・議員間討議について			
第 17 回	平成 29 年 9 月 22 日 (金)	・議員間討議 「焼津市議会の信頼回復と再発防止について」			
第 18 回	平成 29 年 11 月 13 日(月)	・議員間討議の結果を踏まえた今後の対応について ・市民集会(議会報告会)について ・タブレットPCの予算要求状況について			
第 19 回	平成 29 年 11 月 20 日(月)	・議員研修会の日程と内容について			
第 20 回	平成 29 年 12 月 18 日(月)	・検討課題の整理について			
第 21 回	平成30年2月14日(水)	・正副委員長の内選			
第 22 回	平成30年2月14日(水)	・交流推進部を所管する常任委員会について ・予算決算審査特別委員会の運営について			
第 23 回	平成30年2月21日(水)	・正副委員長の互選			
第 24 回	平成30年5月25日(金)	<ul><li>・予算決算審査特別委員会の運営について</li><li>・焼津市議会議員政治倫理条例について</li><li>・来期常任委員会の所管について</li><li>・一般質問と議案質疑の一本化について</li><li>・行政視察について</li></ul>			
第 25 回	平成30年6月29日(金)	<ul><li>・予算決算審査特別委員会の意見交換について</li><li>・タブレット端末使用基準案について</li><li>・行政視察について</li></ul>			
第 26 回	平成30年7月23日(月)	・タブレット端末使用基準案について ・総括質疑のあり方について ・政治倫理条例の改正について ・来期の常任委員会の所管について			

	日程	検討議題
		・予算決算審査の実施方法について
第 27 回	平成30年8月27日(月)	・政治倫理条例の改正について
		・来期の常任委員会の所管について
		・予算決算審査の実施方法について
第 28 回	平成30年9月27日(木)	・政治倫理条例の改正について
		・来期の常任委員会の名称について
		<ul><li>予算決算審査実施方法の意見交換について</li></ul>
第 29 回	平成30年10月9日(火)	・政治倫理条例の改正について
		<ul><li>会議へのタブレットの持ち込みについて</li></ul>
第 30 回	平成 30 年 11 月 12 日(月)	<ul><li>・予算決算審査実施方法の意見交換について</li></ul>
第 31 回	平成 30 年 11 月 20 日(火)	・最終報告について

## (2)中間報告

	日程	主な報告内容
第1回	平成 27 年 11 月 19 日(木) 定例全員協議会	・まちづくり市民集会(議会報告会)について
第2回	平成 28 年 10 月 21 日(金) 定例全員協議会	・政務活動費の情報公開の推進について
第3回	平成 29 年 7 月 21 日 (金) 定例全員協議会	・予算決算審査特別委員会の設置について ・焼津市議会委員会傍聴規程について ・委員会会議録の公開について
第4回	平成30年1月19日(金) 定例全員協議会	・ハラスメント研修ついて
第5回	平成30年7月20日(金) 定例全員協議会	<ul><li>・焼津市議会のタブレット端末使用基準案ついて</li><li>・タブレット研修について</li></ul>
第6回	平成30年8月21日(火) 定例全員協議会	<ul><li>・タブレット研修について</li><li>・焼津市議会情報セキュリティの考え方ついて</li></ul>
第7回	平成 30 年 10 月 19 日(金) 定例全員協議会	・予算決算審査の実施方法の変更案と協議状況ついて ・政治倫理条例の改正について ・タブレットの会議への持ち込みについて
第8回	平成30年12月5日(水)議員全員協議会	・議会改革検討特別委員会最終報告について ・予算決算審査特別委員会の審査方法について

## (3) 先進地行政視察

視察日	視察先	視察内容
平成 27 年 7 月 22 日 (水)	石川県金沢市	<ul><li>・連合審査会による予算審査</li><li>・手話通訳者の配置、要約筆記</li><li>・市民との意見交換会</li><li>・議会改革の取組</li></ul>
平成 27 年 7 月 23 日 (木)	富山県富山市	<ul><li>・決算特別委員会審査の流れ</li><li>・議会改革の取組</li><li>・議会運営全般</li></ul>
平成 27 年 7 月 24 日 (金)	茨城県守谷市	・タブレットの整備と議会資料の閲覧 ・SNSを利用した議会広報の取組
平成 28 年 7 月 26 日 (火)	鹿児島県姶良市	<ul><li>・予算審査特別委員会</li><li>・議場コンサート</li><li>・議会改革の取組</li><li>・議会運営全般</li></ul>
平成 28 年 7 月 27 日 (水)	鹿児島県 いちき串木野市	・議会改革の取組 ・市民と語る会 ・議会運営全般
平成 28 年 7 月 28 日 (木)	鹿児島県鹿児島市	<ul><li>・市議会の特色ある取組</li><li>・新議事堂の整備</li><li>・議会運営全般</li></ul>
平成 29 年 7 月 12 日 (水)	大阪府堺市	<ul><li>・議会力向上会議</li><li>・議場及び委員会室</li><li>・議会改革及び議会運営の取組</li></ul>
平成 29 年 7 月 13 日 (木)	滋賀県大津市	<ul><li>・議会のICT化、タブレットの導入</li><li>・意思決定条例の制定</li><li>・議会改革及び議会運営の取組</li></ul>
平成30年7月5日(木)	北海道小樽市	<ul><li>・予算決算特別委員会の運営方法</li><li>・議会運営全般</li></ul>
平成30年7月6日(金)	北海道栗山町	・議会基本条例及び政治倫理条例 ・議会改革の取組

## 4 検討結果

#### (1)議会報告会

#### 課題

- ・他市における議会報告会の内容は、当初は議会の審議内容等の報告が主であったが、 段々と市民との意見交換が主になってきたこと。
- ・市長の市政座談会や議員個人の地元・後援会に対する報告会など、市民に参加しても らう報告会が既に開催されていること。

#### 検討結果

- ・平成26年10月に施行された焼津市自治基本条例により、年に1回、市民・議会・行政が参加するまちづくり市民集会が開催されており、地域社会の課題や焼津市の未来について意見交換及び情報共有する機会が設けられている。まちづくり市民集会が議会報告会も兼ねることと捉え、議員は積極的に参加し市民との意見交換を行うこととした。
- ・開かれた議会を目指すため、市民に参加していただける議会主催の議会報告会の開催 については、引き続き検討していく。

#### (2) 政務活動費の情報公開

#### 課題

- ・政務活動費の公開は、会派の収支の一覧表を議会だよりに掲載していたが、各会派の 収支報告書や領収書を閲覧したい方は、情報公開請求の手続きを行い、後日閲覧して いただくこととしている。
- ・政務活動費の使途等について、透明性を確保するため、収支報告書や領収書の公開に ついて検討する必要がある。

#### 検討結果

- ・情報公開の観点から、各会派の収支報告書を市議会ホームページで公開し、領収書等 については、情報公開請求の手続きを踏まずとも、議会事務局において即時閲覧がで きることとし、平成27年度分の政務活動費から実施した。
- ・領収書等のネット上での公開については、引き続き検討していく。

#### (3)委員会傍聴規程

#### 課題

・本会議の傍聴規則は定められているが、委員会の傍聴については細かな定めがない。 請願審査で多くの市民が傍聴に来ることから、委員会の傍聴におけるルールを定める 必要がある。

#### 検討結果

・新たに焼津市議会委員会傍聴規程を策定することとし、平成29年7月21日の定例全 員協議会で全議員に周知の後、平成29年8月28日に施行した。(資料「焼津市議会 委員会傍聴規程」参照)

#### (4)委員会会議録の公開

#### 課題

・本会議はネット中継され、会議録が公開されているが、委員会についてはネット中継 も会議録の公開もされていない。開かれた議会を目指す上でネット中継や会議録の公 開は必要である。

#### 検討結果

- ・ネット中継については、設備を整えるには費用等の問題があることから、引き続き検 討していく。
- ・会議録の公開については、会議録のPDFデータをホームページで公開することとし、 平成29年9月定例会から当局提出議案に対する委員会会議録の公開を開始した。
- ・特別委員会、請願審査における委員会会議録の公開については、引き続き検討してい く。

#### (5) 一般質問と議案質疑の一本化

#### 課題

・質疑にあたっては自己の意見を述べることができないと会議規則に定めがあるが、全 国を見ると一般質問と議案質疑を統合した総括質疑的な方法を実施しているところ もある。焼津市議会として一般質問と議案質疑の一本化について検討する必要がある。 検討結果

・意見集約に至らず、先進事例を参考に引き続き調査していく。

#### (6) 焼津市議会議員政治倫理条例の改正

#### 課題

・政治倫理条例については、制定後4年経過したため、改正について調査研究が必要である。

## 検討結果

- ・政治倫理条例は、全国の事例を参考に文言を追加することとし、平成30年10月19日の定例全員協議会で全議員に周知した。条例改正については平成30年11月定例会を予定している。
- ・市民参加の考え方については、議会基本条例の改正と共に引き続き検討していく。

#### (7) タブレットの導入

#### 課題

- ・本会議や各種会議での紙資料が膨大となり、過去のデータを探すにも時間を要する。
- ・本会議で議員が持ち込んだ資料で説明する際、議場の傍聴者には配布しているが、ネット中継を見ている傍聴者に資料の内容がわからない。
- ・議員と議会事務局における連絡手段が多重化している。(FAX、電話など)

#### 検討結果

・タブレット端末を導入することで、ペーパーレス化、議員と事務局間の連絡手段を確立する。

- ・機種の選定については、議員が資料の閲覧だけでなく、通告書や資料の作成について もタブレットを用いることを想定し、ワード、エクセルが使用できる Windows タブレ ットとする。
- ・タブレットを含む議会のICT化に取り組むことで、将来的には議員が持ち込んだ資料をネット中継でも配信できるなど、傍聴者に分かり易い配慮をする。
- ・タブレット導入は全額公費であるため、原則として議会活動のみにタブレットを使用 することとした。
- ・タブレットの使用に関するルールとして、焼津市議会情報セキュリティポリシー及び タブレット端末使用基準を作成した。
- ・タブレットの利活用については、全国の事例を参考に今後も研究を続ける。

#### (8) 予算決算審査特別委員会

#### 課題

・地方自治法の行政実例では、一つの議案を複数の委員会に分割付託することは、議案 一体の原則に反するとされている。当市においては、一般会計の予算及び決算を総務 文教、市民厚生、建設経済の常任委員会に分割付託している状況である。

#### 検討結果

- ・全議員で構成する予算決算審査特別委員会を設置し、一般会計の当初予算及び決算の 議案については、特別委員会で一括して受けることとし、具体的な審査は、常任委員 会単位の分科会で審査する分科会方式を採用した。また、本会議最終日の前々日に、 予算決算審査特別委員会の全体会を開催し、分科会長報告、分科会長報告に対する質 疑、議員間討議、討論、採決を行なったうえで、本会議において、予算決算審査特別 委員会委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うこととし、平成 29 年9月定例会の決算審査で試行した。
- ・試行した結果、全体会における分科会長報告に対する質疑や議員間討議が十分な機能を果たせなかったため、分科会では討論、採決まで行うこととし、分科会の速記原稿を事前に全議員に配布することで、全体会における分科会長報告に対する質疑をやめ、分科会審査において全議員で議論を深めた方が良い案件を議員間討議する方法へ改善した。上記変更を平成30年2月定例会の予算審査及び平成30年9月定例会の決算審査で試行した。
- ・審査方法については、より議案審査を深められるように今後も改善していく。

#### (9) 常任委員会の所管

#### 課題

- ・市の組織改革により、新たに交流推進部が設置されたため、平成 30 年度からの審査 において、どの常任委員会が所管するかを決定する必要がある。
- ・来期の常任委員会の構成、名称及び所管部門を決定する必要がある。

#### 検討結果

- ・平成30年度は、総務文教常任委員会が交流推進部を所管することとした。
- ・来期の常任委員会の構成は、現在と同じ3つの常任委員会とする。

- ・来期の常任委員会の名称は、市民厚生を市民福祉へ変更し、総務文教、市民福祉、建 設経済とする。
- ・来期の常任委員会の所管は、以下のとおりとする。

名称	所管部局
	総務部・総合政策部・財政部・こども未来部・出納室・教育委員会・選挙管理
総務文教	委員会・監査委員・公平委員会・固定資産評価審査委員会・議会事務局の所管
	に属する事項および他の委員会の所管に属さない事項の調査・審査
市民福祉	防災部・市民部・健康福祉部・環境部・市立総合病院の所管に属する事項の調
川氏領征	査・審査
建設経済	水産部・経済産業部・交流推進部・建設部・都市政策部・水道部・農業委員会
建议产价	の所管に属する事項の調査・審査

## 5 おわりに

議会改革検討特別委員会では、公正公平で開かれた議会づくりを推進するために、市民の皆様により分かり易く、また、議会がより円滑に運営できるよう、様々な改善に取り組んできました。

議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と 改善を行う必要があります。そのため、今後も継続して議会改革の推進を図り、市民の福 祉の向上と市政の発展に寄与することを願いまして、議会改革検討特別委員会の報告とし ます。 焼津市議会規程第1号

焼津市議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、焼津市議会委員会条例(昭和42年焼津市条例第19号)第19条に規定 する焼津市議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。) の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、各委員会10人とする。ただし、委員長が特に必要があると認めた ときは、その定員を33人まで増加することができる。

(傍聴の手続)

- 第3条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を委員会傍聴人 受付簿(第1号様式)に記入しなければならない。
- 2 委員会を傍聴しようとする者が団体である場合においては、責任者が、その団体の名称、 責任者の氏名及び傍聴しようとする者の人数を委員会傍聴人受付簿に記入しなければな らない。
- 3 傍聴の受付は、原則として当該委員会の開会の15分前から開始し、先着順に受け付ける。 ただし、受付の際、傍聴しようとする者が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定 する。

(傍聴席以外の委員席等への入場禁止)

- 第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の委員席等に入ることができない。 (傍聴席に入ることができない者)
- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 異様な服装をしている者
  - (4) 張り紙等の意思を表示する物を携帯している者
  - (5) ラジオその他の音響装置の類又は楽器の類を携帯している者
  - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 大きな声や音を発する等騒ぎ立てないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
  - (4) 携帯電話等を使用しないこと。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れないこと。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録音、録画等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真を撮影し、又は録音、録画等をしてはならない。た

だし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の許可を得ようとする者は、委員会写真撮影、録音、録画等許可願(第2 号様式)を委員長に提出しなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、委員会を秘密会とする議決があったときは、速やかに退場しなければな らない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。